山口県希少野生動植物種保護条例

ふるさとの豊かな自然を将来の世代に引き継ぐために

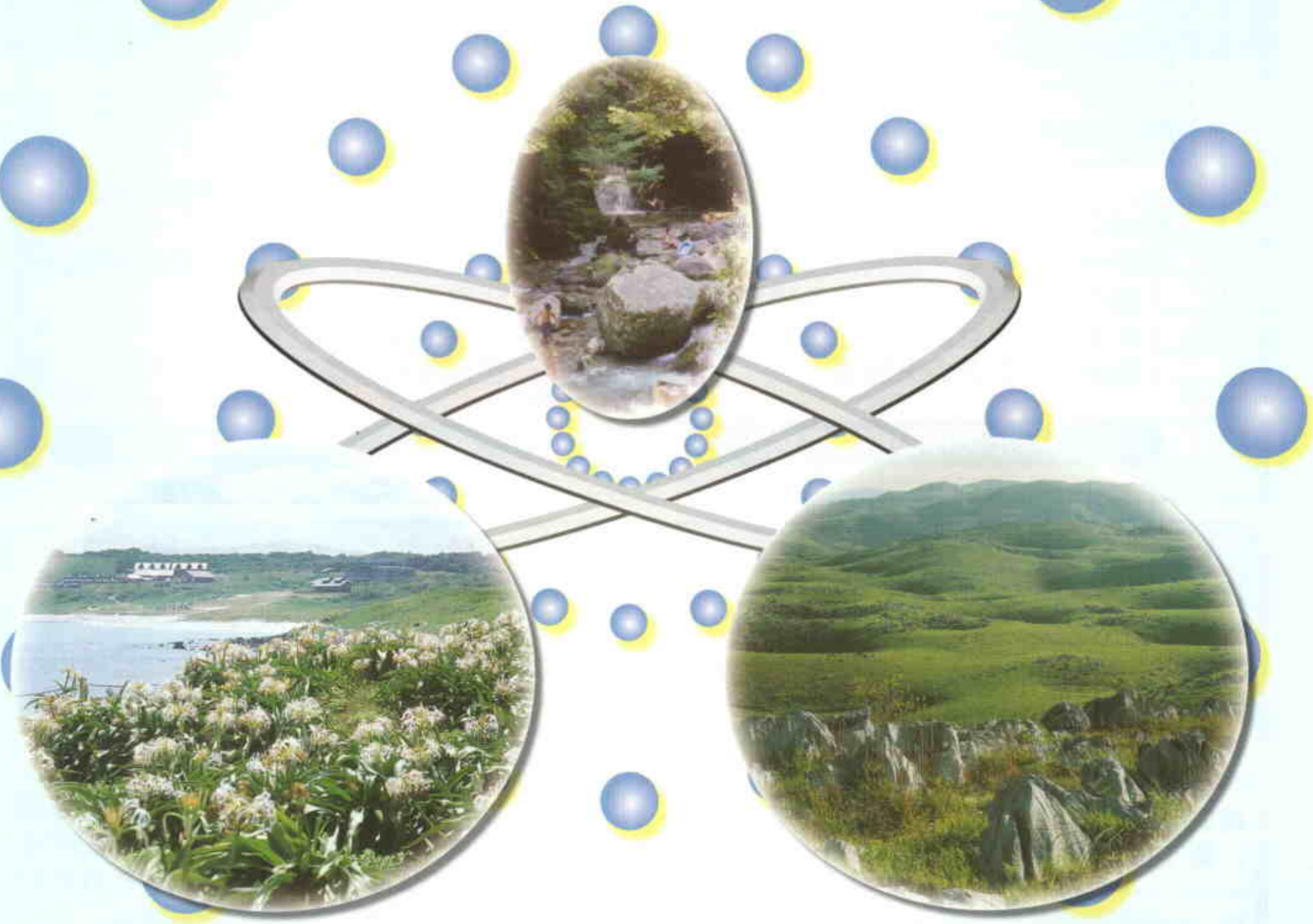

山口県の豊かで美しい自然は、優れた自然景観や多種多様な野生動植物で構成されていますが、近年の開発行為や里地里山の荒廃等による生息・生育環境の悪化、人による捕獲・採取等の原因などにより、多くの野生動植物に絶滅の恐れが生じています。

21世紀が「環境の世紀」といわれる中で、現在及び将来の県民の豊かな生活を確保していくためには、生物の多様性が確保された良好な自然環境保全がますます重要となっています。

このため、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護対策を総合的、計画的に推進するための仕組みとして、山口県希少野生動植物種保護条例を制定しました。

山口県

i　条例の目的

この条例は、山口県環境基本条例の基本理念の下に希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

自然環境保全関係法令の法体系

国

- 環境基本法(H5.11)
  - 自然環境保全法(S47.6)
  - 自然公園法(S32.6)
  - 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(T7.4)
  - 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(H4.6)
    - 国内希少野生動植物種の捕獲禁止
    - 生息地等保護区の指定
    - 保護増殖事業の実施等

    国レベルの種の絶滅の防止

県

- 山口県環境基本条例(H7.12)
  - 山口県自然環境保全条例(S49.3)
  - 山口県立自然公園条例(S35.3)
  - 山口県希少野生動植物種保護条例(H17.3)
    - 指定希少野生動植物種の捕獲禁止
    - 生息地等保護区の指定
    - 保護増殖事業の実施
    - 推進体制の整備等

    県レベルの種の絶滅の防止

国の動向

「自然と共生する社会」の実現を目指した法整備や諸施策の展開

- レッドデータブックの発行(H3.4～)
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の制定(H4.6)
- 新・生物多様性国家戦略の策定(H14.4)
  〔3つの目標〕
  - 種・生態系の保全
  - 絶滅の防止と回復
  - 持続可能な利用

Q　なぜ県レベルでの種の絶滅の防止が必要なのですか?

A　種の保存法は、全国レベルで絶滅の恐れがある種を保護の対象としていることから、山口県内で希少な種であっても、必ずしも保護の対象とはなっていません。「レッドデータブックやまぐち」に掲載されている1,076種のうち、種の保存法で国内希少野生動植物種に指定されているのは9種です。

　このため、種の保存法を補完するものとして県内の希少野生動植物種の保護を図る必要があります。

＊希少野生動植物種とは、「レッドデータブックやまぐち」に掲載されている1,076種を考えています。

(参考)
〈山口県環境基本条例の基本理念〉

1　環境の保全は、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。

2　環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3　地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の参加による環境の保全に関する地域的取組により、着実かつ積極的に推進されなければならない。

ⅱ　希少野生動植物種保護基本方針の策定

条例の施行にあたり、希少野生動植物種の保護対策に関する基本的な方向性や指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項、生息・生育地の保護に関する基本的な事項などを、基本方針に定めます。

希少野生動植物種保護基本方針

1　希少野生動植物種の保護に関する基本構想
2　指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
3　指定希少野生動植物種の個体の取扱いに関する基本的な事項
4　指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
5　保護増殖事業に関する基本的な事項
6　その他希少野生動植物種の保護に関する重要事項

→ 希少野生動植物種の保護対策の推進

ⅲ　指定希少野生動植物種の保護対策

希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種に指定して、その捕獲等を禁止します。
また、必要な場合には、生息地等保護区の指定や保護増殖事業を実施します。

指定希少野生動植物種の指定

希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があると認めるものを知事が指定します。

捕獲等の禁止

指定された希少野生動植物種の生きている個体等は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（「捕獲等」といいます。）をしてはいけないこととなります。
※学術研究等の目的の場合には、知事の許可を受けて捕獲等をすることができます。
※罰則なども定められています。

生息地等保護区の指定

指定希少野生動植物種の保護のため必要がある場合には、その生息･生育地を生息地等保護区として指定し、一定の環境改変行為を規制します。

- 監視地区（一定の環境改変行為には知事への届出が必要）
  - 管理地区（一定の環境改変行為には知事の許可が必要）
    - 立入制限地区（原則立入禁止）

＊管理地区：生息地等保護区内で指定希少野生動植物種の保護のために特に必要があると知事が認める区域
＊監視地区：生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分

保護増殖事業の実施

指定希少野生動植物種の保護のため必要がある場合には、その生息環境の改善や繁殖の促進等の保護増殖事業を実施します。

ⅳ　希少野生動植物種の保護推進体制の整備

希少野生動植物種の保護には、県民のみなさんや、民間団体、事業者の方々と協働して取り組むことが重要です。

このため、県民のみなさん等と協働する新たな仕組みとして、希少野生動植物種保護支援員制度を導入します。

希少野生動植物種保護のイメージ図

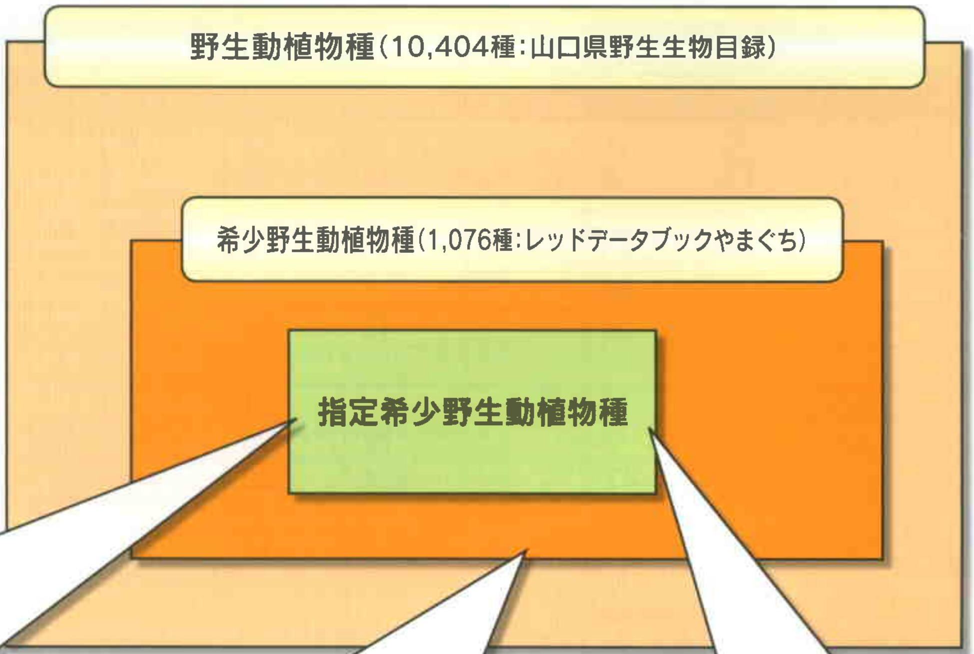

※山口県野生生物目録は、山口県内に生息、生育するほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、淡水産魚類、昆虫類、クモ類、甲殻類、陸・淡水産貝類、維管束植物、コケ植物の種について整理したものです。なお、海産の動植物や菌類等は含まれていません。

希少野生動植物種保護支援員制度

希少野生動植物種保護基本方針に支援員制度の導入を定めます。

野生動植物の保護に熱意を有する県民等を支援員として登録します。

（活動内容）

・希少野生動植物の保護活動

・地域での希少野生動植物保護の普及啓発活動など

＊県では、県民との協働した活動が促進されるように、情報提供や研修等を実施します。

（概ね10年間で1,000人登録）

指定希少野生動植物種保護員

指定希少野生動植物種を保護するため、熱意と識見を有する方に委嘱します。

啓発活動、生息調査、巡視活動等を行います。

ナベヅルのねぐらの整備（周南市八代）

「レッドデータブックやまぐち」について

山口県内に生息・生育する野生動植物の種を対象に、絶滅のおそれのある種を選定し、それらの分布状況や生息状況を明らかにすることにより、的確かつ効果的な野生動植物種の保護対策を講じることが必要です。このための基礎資料として作成した「レッドデータブックやまぐち」には、山口県の希少野生動植物種の現状が示されています。

山口県の希少野生動植物種の現状

分類	絶滅	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧種	情報不足種	地域個体群	計
ほ乳類		2	1		3	12	4	1	23
鳥類	2	11	4		22	63			102
は虫類						4			4
両生類		1				5	2		8
淡水産魚類		2	10		4		4		20
昆虫類		19	14		48	57	74		212
クモ類						5			5
甲殻類		1				1	6		8
陸・淡水産貝類	1	7	7		12	8	5		40
維管束植物		273	47		224	82			626
コケ植物				28					28
計	3	316	83	28	313	237	95	1	1,076

（参考）
カテゴリーの区分

絶滅	県内では既に絶滅したと考えられる種
絶滅危惧 I A類	県内で絶滅の危機に瀕している種であって、ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 I B類	県内で絶滅の危機に瀕している種であって、I A類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 I 類	県内で絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧 II 類	県内で絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧種	県内で存続基盤が脆弱な種
情報不足	県内で、評価するだけの情報が不足している種
地域個体群	県内で、地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

絶滅危惧 I B類

準絶滅危惧種

絶滅危惧 I A類

レッドデータブックやまぐちの情報は山口県のHPにも掲載してあります。
URL http://eco.pref.yamaguchi.jp/rdb/index.html
レッドデータブックやまぐちを写真等を使って分かりやすく紹介した
「レッドデータブックやまぐち（普及版）」を作成しています。

山口県希少野生動植物種保護条例（抄）

（目的）
第一条　この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、山口県環境基本条例（平成七年山口県条例第三十五号）の基本理念の下に希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この条例において「希少野生動植物種」とは、その個体が県内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）であって、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があるものをいう。

２　この条例において「指定希少野生動植物種」とは、希少野生動植物種のうち、第五条第一項の規定により知事が指定するものをいう。

（財産権の尊重等）
第三条　この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

（希少野生動植物種保護基本方針）
第四条　知事は、希少野生動植物種の保護のための基本方針（以下「希少野生動植物種保護基本方針」という。）を定めなければならない。

（指定希少野生動植物種の指定）
第五条　知事は、希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、指定希少野生動植物種として指定することができる。

（捕獲等の禁止）
第八条　指定希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第九条に規定する国内希少野生動植物種等を除く。次項及び次条において同じ。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

二　人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

２　前項の規定に違反して捕獲等をした指定希少野生動植物種の個体又はその器官（これらの加工品であって規則で定めるものを含む。）は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

（捕獲等の許可）
第九条　学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（生息地等保護区）
第十四条　知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項に規定する生息地等保護区の区域を除く。）であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

（管理地区）
第十五条　知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

４　管理地区の区域内（第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第十八条第一項及び第十九条第一項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

一　建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二　宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四　水面を埋め立て、又は干拓すること。

五　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六　木竹を伐採すること。

七　指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。

八　管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

九　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十　第七号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。

十一　指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二　指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。

十三　火入れ又はたき火をすること。

十四　指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

９　次に掲げる行為については、第四項の規定は、適用しない。

一　非常災害に対する必要な応急措置としての行為

二　通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

三　木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

（立入制限地区）
第十六条　知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

（監視地区）
第十七条　生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第一項及び第十九条第一項において「監視地区」という。）の区域内において第十五条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

（保護増殖事業計画）
第二十二条　知事は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

（認定保護増殖事業等）
第二十三条　県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

２　国の機関及び市町村は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、知事のその旨の確認を受けることができる。

３　国の機関、県及び市町村以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

（推進体制の整備）
第二十六条　県は、市町村並びに事業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体との協働により、希少野生動植物種の保護に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

（指定希少野生動植物種保護員）
第二十七条　知事は、希少野生動植物種の保護に熱意と識見を有する者のうちから、指定希少野生動植物種保護員を委嘱することができる。

（調査）
第二十八条　知事は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この条例に基づく規則の改廃、この条例に基づく指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

第三十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第八条又は第十五条第四項の規定に違反した者

条例の全文は山口県のHPで見ることができます
URL　http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/shizen/index.htm

〈お問い合わせ先〉
山口県環境生活部自然保護課自然・野生生物保護班
電話　083−933−3050　FAX　083−933−3069
E-mail　a15600@pref.yamaguchi.lg.jp